

石川県公報

平成30年9月11日

第13138号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (厚生政策課)	1	○業務委託に係る技術提案書の募集公告 (道路整備課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	1	○金沢港港湾計画の変更概要の公告 (港湾課)	6
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	2	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	7
公 告		選挙管理委員会	
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	2	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	7
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	3	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○土地改良区の役員就任公告 (同)	3	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○国土調査の成果認証公告 (同)	4	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	8

告 示

石川県告示第404号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 南山堂	東京都港区高輪3丁目23番17号 品川センタービルディング11階	箔山堂薬局	小松市串町東50番1	平成30年 8月12日
チューリップ調剤株式会社	富山県富山市牛島町1番4号	チューリップ宇出津薬局	鳳珠郡能登町字宇出津山分2字19番3	平成30年 8月31日

石川県告示第405号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社 南山堂	東京都港区高輪3丁目23番17号 品川センタービルディング11階	箔山堂薬局	小松市串町東50番1	平成30年8月12日
チューリップ調剤株式会社	富山県富山市牛島町1番4号	チューリップ宇出津薬局	鳳珠郡能登町字宇出津山分2字19番3	平成30年8月31日

石川県告示第406号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン及びその塩類
- (2) メチル=2-[1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルプタノアート及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成30年9月1日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

公 告

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 北次農場	能美郡川北町字朝日イ24番地	能美郡川北町字土室379番1
農事組合法人 ファームくらみ	河北郡津幡町字倉見タ352番地	河北郡津幡町字倉見ヲ291番1ほか4筆
加藤 篤	河北郡津幡町字牛首タ97番地	河北郡津幡町字種口83番1ほか4筆
谷口 雅亮	鹿島郡中能登町小竹テ45	鹿島郡中能登町小竹ほ21番ほか2筆
村木 てる江	羽咋郡志賀町仏木の15番地	羽咋郡志賀町仏木大40-1ほか3筆
三山 克志	羽咋郡志賀町町居ル21	羽咋郡志賀町草木日57-1ほか1筆
湯高 太喜夫	羽咋郡志賀町谷神ト91	羽咋郡志賀町谷神甲27

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成30年9月11日から同月25日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

牧土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	田 嶋 輝 雄	小松市育成町43番地	平成30年3月30日
〃	岡 田 幸 太 郎	〃 安宅新町甲18番地89	〃
〃	新 田 武 志	〃 浮柳町丙44番地	〃
〃	升 田 英 治	〃 丸の内町1丁目122番地	〃
〃	北 野 智 久	〃 下牧町1丁目43番地	〃
〃	河 本 富 喜 夫	〃 下牧町1丁目41番地	〃
〃	越 田 藤 之 久	〃 下牧町1丁目5番地	〃
〃	小 西 正 治	〃 草野町ホ10番地	〃
〃	亀 田 稔	〃 下牧町ホ104番地	〃
〃	北 嶋 進	〃 鶴ヶ島町夕54番地	〃
監事	中 西 幸 一	〃 安宅新町ニ1番地9	〃
〃	川 本 晴 雄	〃 丸の内町2丁目187番地1	〃
〃	岸 野 利 則	〃 鶴ヶ島町夕15番地	〃

川北町土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	山 代 守	能美郡川北町字中島ワ150番地	平成30年8月9日
〃	江 戸 正 則	〃 字土室ル162番甲地	〃
〃	武 田 信 行	〃 字山田先出礼330番地	〃
〃	任 田 正	〃 字壺ツ屋へ75番地1	〃
〃	澤 田 一 秋	〃 字田子島甲109番地1	〃
〃	畔 地 勇 夫	〃 字田子島ウ145番地	〃
〃	橋 場 智 敏	〃 字橋ヤ43番地	〃
〃	西 田 文 之	〃 字橋新イ26番地	〃
〃	前 哲 雄	〃 字朝日イ20番地	〃
監事	西 田 肇	〃 字三反田口119番地	〃
〃	作 田 隆 光	〃 字与九郎島へ101番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

牧土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	田嶋輝雄	小松市育成町43番地	平成30年3月31日
〃	杉山茂良	〃 安宅新町ニ1番地14	〃
〃	新田武志	〃 浮柳町丙44番地	〃
〃	元田芳幸	〃 丸の内町2丁目100番地	〃
〃	川本晴雄	〃 丸の内町2丁目187番地1	〃
〃	河本富喜夫	〃 下牧町1丁目41番地	〃
〃	越田藤之久	〃 下牧町1丁目5番地	〃
〃	小西正治	〃 草野町ホ10番地	〃
〃	亀田稔	〃 下牧町ホ104番地	〃
〃	北嶋進	〃 鶴ヶ島町タ54番地	〃
監事	岡田幸太郎	〃 安宅新町甲18番地89	〃
〃	岸野利則	〃 鶴ヶ島町タ15番地	〃
〃	北野智久	〃 下牧町1丁目43番地	〃

川北町土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	山代守	能美郡川北町字中島ワ150番地	平成30年8月10日
〃	江戸正則	〃 字土室ル162番甲地	〃
〃	西戸啓信	〃 字土室サ5番乙地	〃
〃	喜多政尚	〃 字山田先出仁143番地	〃
〃	任田正	〃 字壺ツ屋へ75番地1	〃
〃	畔地勇夫	〃 字田子島ウ145番地	〃
〃	佐々木茂成	〃 字橋ソ12番地	〃
〃	北中博之	〃 字朝日イ7番地	〃
〃	前哲雄	〃 字朝日イ20番地	〃
監事	市田茂	〃 字三反田ロ120番地	〃
〃	澤田一秋	〃 字田子島甲109番地1	〃

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調査を行った者の名称
かほく市
- 調査を行った期間
平成26年4月30日から平成29年3月24日まで
- 成果の名称
かほく市（余地の一部）の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域

市町村	大字	字
かほく市	余地	ロの全部
		イ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ヲ、ワ、ヨ、ヤ、エ、コ、甲及び乙の各一部

- 認証年月日
平成30年9月11日

業務委託に係る技術提案書の募集公告

次のとおり技術提案書の提出を募集する。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務概要

(1) 業務名

石川県冬期道路気象予測業務

(2) 業務内容

本業務は、冬期の気象情報の各種(降雪・気温)予測を実施し、これらの予測情報をインターネット環境から県土木事務所及び県除雪契約業者等に配信するものである。

(3) 履行期限

平成31年3月31日

2 参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 参加表明の提出期限の翌日から随意契約時までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 気象業務法(昭和27年法律第165号)第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けている者で、次の条件を全て満たすこと。

ア 予報目的に「特定向け」が含まれていること。

イ 予報期間に「短時間」及び「短期」が含まれていること。

ウ 予報区域に「石川県」が含まれていること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 気象予報士により24時間体制で気象監視を行うこと。

(7) 技術提案書は1者1件とする。

3 技術提案募集要領の配布場所等

(1) 配布場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部道路整備課 雪寒・安全対策グループ

電話番号 076-225-1727

(2) 配布方法

(1)の配布場所において配布

4 技術提案書の提出場所等

(1) 技術提案書の提出場所及び問合せ先

3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。

(2) 技術提案書の提出期限

ア 提出期限 平成30年9月25日(火)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 技術提案の参加表明

- (1) 表明期限 平成30年9月18日(火)午後5時
- (2) 表明方法 技術提案募集要領に示す方法による。

6 技術提案書の採否及び契約

- (1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった技術提案書について、後日審査会においてヒアリングを実施する。
- (2) 技術提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後1週間以内に応募者に対し文書で通知し、採択された技術提案書を提出した者と随意契約を締結する。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 手続における交渉の有無
無
- (4) 契約保証金
免除
- (5) 6(1)のヒアリングへの出席及び技術提出書類等の作成に要する経費は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。なお、提出書類等の機密保持には十分配慮する。
- (6) その他詳細は、技術提案書募集要領による。

金沢港港湾計画の変更概要の公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定により、金沢港港湾計画の変更概要を次のとおり公告する。

平成30年9月11日

金沢港港湾管理者 石川県

代表者 石川県知事 谷 本 正 憲

1 港湾計画の変更概要

金沢港港湾計画の変更概要の公告(平成29年11月17日付け石川県公報第13056号登載)により、その概要を公告した金沢港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地 区 名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
南	10	5

(2) 係留施設計画

岸壁

地 区 名	公共用又は専用	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)	用 途
南	公共用	10	1	360	旅客船用

(3) 小型船だまり計画

地 区 名	港 湾 施 設	水深(メートル)	延長(メートル)
南	岸壁	7.5~10	150

2 変更後の港湾計画の縦覧場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部港湾課

金沢市湊4丁目12番地

石川県金沢港湾事務所

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
白山市松任北安田南部地区土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
白山市北安田町1056番地1
- 3 設立認可の年月日
平成27年12月25日
- 4 変更認可の年月日
平成30年9月4日

選 挙 管 理 委 員 会**石川県選挙管理委員会告示第82号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

19,145人

石川県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,655人

石川県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,814人
七 尾 市 選 挙 区	15,278人
小 松 市 選 挙 区	29,683人
輪 島 市 選 挙 区	8,043人
珠 洲 市 選 挙 区	4,380人
加 賀 市 選 挙 区	19,166人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,183人
か ほ く 市 選 挙 区	9,742人
白 山 市 選 挙 区	31,085人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,998人
野 々 市 市 選 挙 区	14,061人
河 北 郡 選 挙 区	17,710人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,039人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,122人
鳳 珠 郡 選 挙 区	7,779人

石川県選挙管理委員会告示第85号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年9月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,655人